

The function of granary-union in Kaga clan

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/48271

加賀藩における蔵組合の機能

村井愛香

はじめに

加賀藩において、他藩でいう大庄屋のような存在であったのが十村である。十村は、複数の村々からなる組を管轄し、農政支配機構の末端として地域運営にあたり、それに加えて十村は、年貢徴収を行う代官も勤めたが、これは他藩の大庄屋にはない特徴である。十村に関する研究は戦前からみられ、加賀藩の農政支配機構の末端としての役割を指摘するものが多く、十村の制度面や基礎的事項の解明は、ある程度すすんでいる^①。

しかし、これまでの研究では、十村が代官を勤めたことはすでに指摘されているが、十村による年貢収納がどのように行われたのかを具体的に明らかにしたものはほとんどない。そこで、本稿では、加賀藩の年貢収納過程の一端を明らかにするために、蔵組合に注目したい。これは、旧来知られていなかった、複数の十村代官からなる組織である。

以下では、まず年貢収納において、十村代官がどのように位置づ

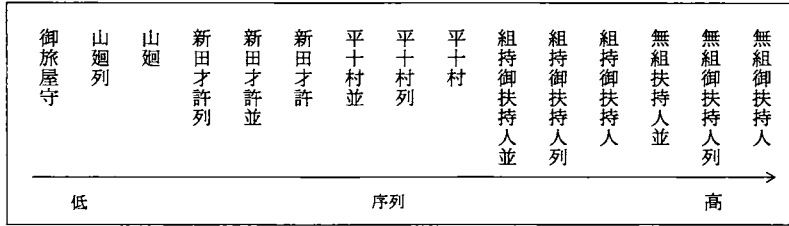
けられるのかを明らかにし、次いで、蔵組合の機能とその役割を考察する。その上で、加賀藩の農政上における蔵組合の意義を検討し、その性格を分析することで、加賀藩における年貢収納過程の一端を考察する^②。こうした検討は、加賀藩では立ち遅れている広域的な藩領支配の実態解明につながるものと考ええる。

一 年貢収納における十村代官

加賀藩では、三代藩主前田利常により実施された農政改革である改作法を村々へ浸透させるため十村制度を確立させ、十村を代官として年貢収納にあたらせた^③。十村は、地域の有力な百姓が任命され、農政支配機構の末端に位置する役人として、地域運営を担う存在であった。十村には、【図1】のように、上は無組御扶持人十村から、下は御旅屋守にいたるまで、細かい階層が存在した。階層に応じて特権も付与され、例えば職務中において帯刀が許されていたのは、組持御扶持人十村以上であった。

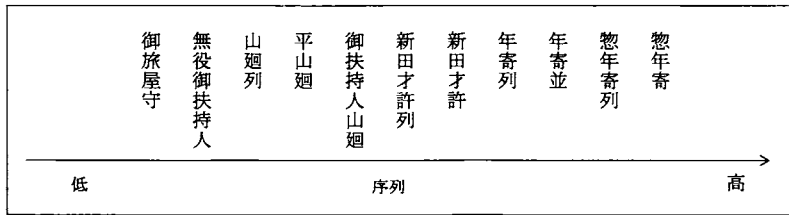
【図1】十村の階層

<文政4年まで>



(註)【加賀藩史料】第11編、寛政9年(1797)12月2日条より作成。

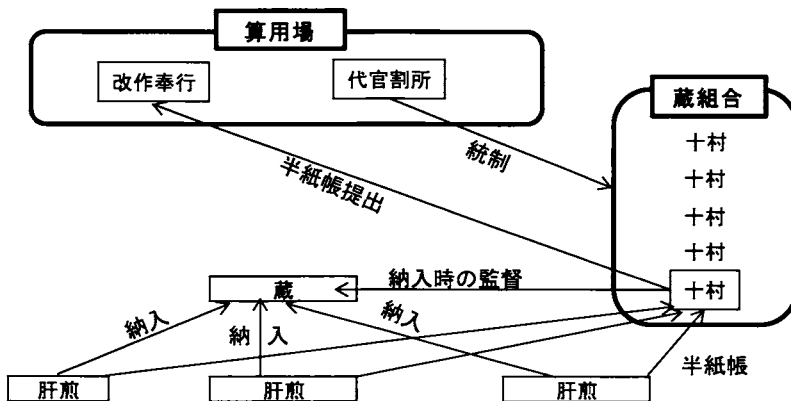
<文政4年～天保10年>



(註)「惣年寄年寄並惣列名書」(川合文書、竹082800、天保8年)より作成。

十村の職務は多岐にわたったが、年貢徴収を勤める代官もその一つであった。十村は、才許する組の有無に関係なく、代官として担当する石高が階層によって定められており、代官を勤めることで、一石あたり二升の口米を得ていた。

【図2】年貢納入の過程、年貢納入と蔵組合との関係



【図2】は、年貢米がどのように蔵へと収納されるかを示したものである。加賀藩では、歩入という納入方法が用いられていた。歩入とは、数か月にわたって年貢米を分割して納入する方法で、肝煎が年貢納入高の調査を行い、その納入高を十村へ報告した。十村はそれらを一冊の半紙帳にまとめ、改作奉行へ提出した。文政二年（一八一九）の砺波郡野村嶋村における歩入を示したものが【表1】である⑤。野村嶋村では、八月から月に二回のペースで、十一月までの三か月、計八回に分割して年貢を納入していた。

【図2】において、年貢米を保管した蔵の監督を行っていたのが十村代官であった。そして、複数の十村代官から蔵組合という組織が構成されていた。次に、この蔵組合がどのような機能をもっていたのかを検討する。

【表1】野村嶋村における歩入
(文政2年)

月 日	石 高
8月15日	14石3斗3升6合
8月晦日	14石3斗3升5合
9月15日	20石7升
9月晦日	20石7升
10月15日	114石8斗8升4合
10月晦日	116石8斗8升4合
11月15日	86石1升3合
11月晦日	86石1升3合
計	573石4斗2升

(註)「御用留帳」(田辺家文書、No.99、砺波郷土資料館蔵)より。

二 蔵組合の機能

ここでは、蔵組合にどのような機能があったのかをみることで、蔵組合の存在理由を検討する。蔵組合には、以下の二つの機能があつたと考えられる。

(1) 効率的な年貢収納

改作奉行を長年勤めた河合祐之によって弘化四年（一八四七）に編纂され、改作方の法令・旧記を項目別に編年で記した「河合録」⑥には、蔵組合について以下のように記されている。

【史料1】「河合録」?

一、惣御代官え割渡候残を惣預を云、御扶持人・平十村・新田才許・山廻老人宛当番相立テ納方取捌、口米は蔵組合え割符致ス也

【史料1】から、すべての代官へ石高を割り振った後の残りを惣預と称していたことが分かる。惣預については、御扶持人・平十村・新田才許・山廻のうち、一人ずつ当番を立てて、年貢徴収を行っており、その口米について、蔵組合へ割符していた。

管見の限り、蔵組合の初見は、寛文一二年（一六七二）である。宮丸村次郎四郎など計六名に「御代官与合」が仰せ付けられた際、彼らから算用場へ提出された史料である。

【史料2】「御改作方旧記」⑧

御代官与合之覚

〔無組御扶持人十村〕
宮丸村次郎四郎
〔大英組十村〕
大西村次郎左衛門
〔廣谷組十村〕
浅地村孫九郎
〔無組御扶持人十村〕
田中村三右衛門
〔若林組十村〕
金屋本江村長左衛門
〔若美組十村〕
三清村与次兵衛

右、私共御代官分与合被仰付候通、畏奉存候、万事互ニ相談仕、不届之義御座候ハ、早速可申上候、与合之内煩申而相果候ハ、其者之子共名代召連、御算用場以下急度埒明可申候、為其判仕上ケ置申候、以上

寛文拾貳年九月廿八日

宮丸村
次郎四郎
(他五名略)

御算用場様

このように、藏組合は宮丸村次郎四郎・大西村次郎左衛門・浅地村弥九郎で一つ、田中村三右衛門・金屋本江村長左衛門・三清村与次兵衛で一つの組合となっていたと考えられる。【史料2】の「御代官与合」には、構成員の中に無組御扶持人十村が一人ずつ含まれ

ている。無組御扶持人十村は、組を持つ十村を監督する役割を果たしていたが、藏組合においても同様に、組合内の構成員を監督する責任者であったと考えられる。

それは、次の【史料3】からもうかがえる。この史料は、代々砺波郡の十村を勤めていた川合家の文化七年(一八一二)における御用留の一部である。

【史料3】「御用諸触留」⑨

御藏組合夫銀上不足有之、①別紙之通り被仰渡銀子之義ハ、取カへ上納相済置候得共、間違之義相知レ不申候半而ハ、此末無覚束御座候間、②御主付御藏所切手夫銀指引之義御しらへ被成、委曲当廿五日迄小四郎方へ御申越可被成候、尤福光・宗守組合之義ハ、
■■■■違不申義ニ御座候、以上

十二月十六日

内嶋孫作
田中小四郎

福野
戸出

〔無組御扶持人十村〕
宮丸次左衛門様

〔無組御扶持人十村〕
戸出又八様

□ □ (同表不巻)

□ □ (同表不巻)

〔無組御扶持人十村〕
和泉彦三郎様

三清与左衛門様

小矢部

津沢

〔若林組十村〕
本江長左衛門様

〔平十村〕
四日町斎右衛門様

中野

(平十村)
中田源五郎様

内嶋手代中

立野

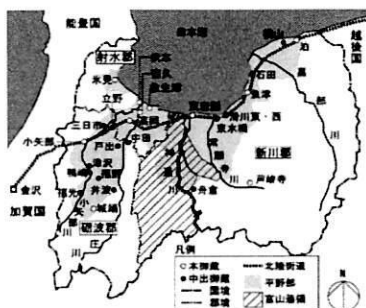
三日市

傍線部①の「別紙」とは、前年文化六年における蔵組合の秋夫銀上納分に不足があったため、不足分と利足を合わせて上納するように、算用場から申し渡されたものであると考えられる。上納不足分については、差出人である内嶋孫作・田中小四郎が「取かへ」て支払ったが、間違いがないか「御主付」に対し調査を要請し、一二月二五日までに田中小四郎方まで知らせよう依頼している。

ここで、宛所の右下にそれぞれ地名が記されていることに注目したい。これは、宛所の十村らが所属する蔵の地名であると考えられる。加賀藩には、年貢米を保管した御蔵と、大坂廻米時の中継地点として、廻米を一時的に保管した中出御蔵、そして百姓の農耕開始時より食料とする作食米を収納した作食蔵の三種類の蔵が存在した。越中における御蔵・中出御蔵の位置を示したのが、【表2】・【図3】である。【図3】から、中出御蔵は年貢米輸送時の利便性から、川沿いに多く設置されていたことが分かる。

また、傍線部②の「御主付」だが、ここで宛てられた人々が、それぞれの蔵組合の「御主付」であったと考えられる。さらに、蔵組合は年貢徴収のみならず、夫銀の徴収を行っていたことも、【史料3】から分かる。

【図3】砺波郡における蔵の位置



(註) 相模智雄「近世期の越中国における加賀藩御郡所の空間構成に関する研究」より引用。
〔日本建築学会計画系論文集〕77巻、676号、2012年)

【表2】越中における御蔵、中出御蔵

< 砺波郡 >		< 射水郡 >		< 新川郡 >	
御蔵	中出御蔵	御蔵	中出御蔵	御蔵	中出御蔵
小矢部	福光	氷見		東岩瀬	東水橋
城端	鴨嶋	高岡		芦峯寺	滑川
	福野	吉久	なし	魚津	舟倉
	井波	伏木		泊	石田
	三日市	放生津			横山
	立野				
	戸出				
	中田				

(註) 田川捷一編「加越能近世史研究必携」(北國新聞社、1995年)より。

(2) 蔵組合内における構成員欠員時の補完

次に、蔵組合のもう一つの特徴として、組合内での欠員に対する補完機能があげられる。何らかの理由で十村代官が蔵組合を指し除かれたとしても、組合内の構成員が欠員分を補うことで、年貢徴収が滞らないようにしていた。次の【史料4】は、十村が自身の職務について書きあげたもので、その中に「御代官組合」を仰せ付けられた場合や、組合内で病死人などが出た場合について記している。

【史料4】「十村勤方書上申帳 石川郡十村」⁽¹⁰⁾

一、御代官相動候御扶持人十村・新田才許・山廻之内、人数相極御代官組合被仰付、常々互ニ吟味仕申候、組合之内病死人等跡御代官当分御代官組合江支配被仰付、自分御代官米之通、夫々払方仕、追而御算用遂申候

組合内で病死人などが出て、欠員が生じた場合は、欠員分は御代官組合へその支配が仰せ付けられていることが分かる。史料中では「御代官与合」や「御代官組合」などさまざまな表記がなされているが、これらはすべて同じ組織のことを指すと考えられる。

一方、このことは十村代官をはじめ、侍代官の統制を行っていた代官割所の職務について記した史料からも確認することができる。(代官割所については後述する)。

【史料5】「御代官割所勤方」⁽¹¹⁾

諸代官転役等

一、侍代官転役、病死、指扣等有之候へハ、同役并下才許江指預候事但、自分指扣ハ、代官持成之事

一、御郡代官、追込ハ蔵組合江指預、病死等ハ惣預江指預候事但、指扣ハ代官持なり

【史料5】の傍線部では、郡代官の転役について、追込の場合には蔵組合へ預け、病死した場合には惣預へ預けるよう定められている。蔵組合とは、病死以外で構成員が罪に問われ、代官に欠員が生じた場合に、それを補完するための組織だったといえる。

組合内で欠員が出た際の、具体的な例を示すのが【史料6】である。これは、十村の役儀を免除となった者が代官として担当していた分を蔵組合内で勘定しておくよう、算用場が申し渡した史料である。

【史料6】「御触留」⁽¹²⁾

砺波郡無組御扶持人

田中村

小四郎

右之者当月廿二日役儀就免除、右代官分其方共江指預候条、未勘定済分引請、可遂勘定者也

(文化一四年)

丑 七月廿八日

御算用場印

右蔵組合

代官中

十村を勤めていた者が、病死以外の理由でその役儀を免除された場合、その役職に応じて勤めていた代官からもはずされる。その際、その者が担当していた分の代官の職務を、同じ蔵組合に属する十村が代行した。【史料6】のような事例は御用留に多くみられ、こうした補完体制は、十村制度が廃止される文政四年以前まで機能していたとみられる。なお、蔵組合の構成員は、「御米納蔵之義、蔵組合圖取を以取極可申候」とあるように、圖で決められていた¹⁶⁾。

ここまで蔵組合の機能について述べてきた。十村代官は、蔵組合に編成されることで、各蔵の主付を中心として、効率的な年貢取納を可能にしていたとみられる。そして、蔵組合は、構成員が欠員となっても、それを補完する機能をもっていた。

三 代官割所による蔵組合統制

前節では、蔵組合の機能について検討した。では、加賀藩の農政上、蔵組合はいかなる意味をもったのだろうか。本節では、算用場内における蔵組合の管轄の面から考察する。

【図2】にもあるように、蔵組合は、算用場内にあつた代官割所による統制を受けていた。代官割所において、十村代官らは自分が担当する石高を記した代官帳を受け取っていた。代官割所は、「石川県史」に名称は記載されており¹⁷⁾、「御算用場絵図」でも、「御知行所ワリ」の向かいに「御代官割」がみえるが¹⁸⁾、その詳細については明らかにされていない。

【史料7】は、文化九年六月に、算用場奉行の遠田誠摩へ指し出

された帳面の控で、代官割所における一年の職務の流れを示すものである。

【史料7】「御代官割所勤方」¹⁶⁾

文化九年六月十六日遠田誠摩殿江指出候勤方帳面

御代官割所勤方

一、¹⁾ 正月中旬方定小物成・散小物成銀年内上納相済候分、相渡不申哉一々根帳ニ引合候

一、正月下旬方二月中旬頃迄、三州諸郡上過夫銀帳面ニ仕立、組々十村方指出候付、草高引免根帳ニ引合、一村々々算用ヲ入、切手相渡候

一、²⁾ 二月下旬方四月上旬迄、前年割加・割足新代官共年之内下帳を以申渡置候ニ付、右清帳相調出来之上、算用ヲ入、相渡申候

一、³⁾ 四月上旬方六月上旬頃迄、三益諸郡引免証文余代官渡証文共代官方四月中迄ニ指出候付、右証文扣を以根帳与引合、草高本免引免名前ニ一々引合、本紙与校合之上、裏書を以相渡申候但、当時ハ引定納口米メ高ニ御場印相渡候事

一、六月中旬方九月中旬頃迄之内、御収納淀居申分証文せり立為指出、右同様引合相渡申候

一、九月中旬方諸代官知行出等ニ而不足ニ相成候分、割加ニ取懸リ、十一月頃迄ニ下帳出来仕、夫々為写取申候

一、十二月ハ、諸手合方定散小物成等上納請取指出候付、帳面御印請相渡申候

一、九月に御收納算用、小物成算用等相逐、書替指出候付、算用引合帳ニ記相渡申候

右ハ、指定候御用ニ而、此外代官并小物成方御用平生御座候、

④且代官割替ハ五年目ニ付、割替年ハ早朝を罷出、夕景迄相詰、御平生御用共仕埋申候、割替全相済候者、翌年四月五月頃ニ御座候、当年割替年ニ而旧蠟を取懸り居申候

(後略)

傍線部①から、村御印に記載された定小物成銀、年により収納額に増減のある散小物成が残らず上納されたかどうか、根帳との引き合わせを正月中旬から行っていたのは、代官割所であったことが分かる。村御印は、村々の草高や、それに応じた年貢・小物成銀などを記したもので、藩主の印が押されたことから、このように呼ばれる。

傍線部②は、二月下旬から四月上旬までに実施された、前年新たに加わった代官への処理に関する職務規定である。新代官らは下帳によって代官を申し渡されていたため、請帳の完成後、代官割所による算用を行い、彼らに請帳が渡された。

傍線部③から、四月上旬から六月上旬にかけて、当年の年貢納入量に変動を与えると想定される証文類の確認を代官割所が行ったことが分かる。代官は四月中に、加賀・能登・越中の三州諸郡における引免証文や代官渡証文を代官割所へ提出することが求められた。代官割所は、証文内の名称の記載に至るまで根帳との引き合わせ、本紙との校合の後、異同がないことを確認した上で、控に裏書を加

え、代官らへと渡した。

傍線部④では、代官割所が十村代官や侍代官の割り振りを行っていたことが記されている。代官割所は、五年ごとに代官らの担当分を改める代官割替を実施しており、「割替年ハ早朝を罷出、夕景迄相詰、平生御用共仕埋申候」とあるように、代官割替を実施する年は非常に多忙であったことが分かる。

このように【史料7】から、代官割所での職務は、正月から十二月までさまざまな帳面との引き合わせを行うなど、年間を通じて多忙であったことが分かる。代官割替を行った年は、さらに多忙であった。そのような状況において、代官割所が十村代官を一人ひとり管理することは難しかったと考えられる。そのため、代官割所は複数の十村代官を一つのグループにまとめ、グループ内で最も階層が上の者を主付として置くことで、代官割所による代官管理の効率化を図ろうとしたものとみられる。そして、蔵組合ごとに主付を置くことで、組合内の運営に関して、一程度主付へ任せることができた。蔵組合設置の意図は、代官割所による効率的な代官把握にあったと考えられる。

おわりに

ここまで、蔵組合の機能や、それが構成された理由について考察した。複数の十村代官からなる蔵組合は、構成員のなかで最も階層の高い者が主付として置かれ、組合内で欠員が生じても、それを補完し、効率的な年貢徴収を可能にしていた。これは、十村代官や侍

代官を統制していた代官割所にとって、代官の把握に最適な組織であったといえる。

最後に、蔵組合と十村断獄の関連について述べたい。十村断獄とは、文政二年三月に、三六人も十村が入牢などの処罰を受けた事件のことである。この二年後の文政四年に十村制度は廃止された。

これまで述べてきた蔵組合内での代官業務の代行は、十村断獄時においても同様に実施された。断獄により役職を取放となった者の分を、その者が所属する蔵組合で担当するよう、算用場から申し渡されている。十村断獄の対象となり、十村役を取放になった者のうち、砺波郡の十村（内嶋村孫作・戸出村又八・田中村小四郎・内嶋村小豊次・宮丸村次郎四郎）も、彼らの代官担当分については、それぞれが所属していた蔵組合にその勘定が任された⁽⁸⁾。そのうち、宮丸村次郎四郎を除く四人は、第二節の【史料3】の文化七年時点において、蔵組合の主付を勤めていたと考えられる。

十村断獄の対象となった者について、文化年間に一二代藩主齊広によって実施された改作方復古や引免立帰仕法で、主付を勤めていた人物が多く処分を受けたため、これらの仕法で結果を出せなかった者への見せしめという指摘もされているが、直接的な理由は明らかになっていない⁽⁹⁾。しかし、各地の蔵組合の構成員、なかでも主付が断獄の対象者となった可能性があるのではないか。管見の限りだが、文政四年以降、蔵組合は史料上からみられなくなる。

十村断獄後に組合内での補完機能を果たしているように、蔵組合は文政二年時点においても一見機能しているようにみえる。しかし、蔵組合による円滑な年貢収納以上に、藩側が問題視していたことが

あった。実は、それ以前から十村や手代による年貢収納時の不正がたびたび指摘されていたのである⁽¹⁰⁾。これは、享保年間からくり返し指摘されていて、不正は慢性的なものであったことが分かる。こうした不正を克服するため、藩が実施したのが十村断獄、そして十村制度廃止であったと考えられる。それは、同年以降、惣年寄・年寄並と名を改めた旧十村たちは代官職をはずされ、改作奉行・郡奉行を打ち込みにした「郡奉行改作方兼帯」、すなわち侍が代官を勤めるようになるからである。代官割所による管轄をはじめ、円滑な年貢収納の実現において不可欠であった蔵組合であるが、十村代官による年貢収納では避けることのできなかつた不正を克服するため、十村制度廃止とともに解消されたと考えられる。

本稿では、砺波郡の事例を中心に取り扱ったが、このほか、口郡の触留⁽¹¹⁾にも、延宝六年（一六七八）にそれぞれ四、五人の十村で組織された「御代官組合」が登場する。【史料5】と文面がほぼ同じで、算用場から御代官組合に仰せ付けられ、その組合によって万事相談の上、運営することが求められている。しかし、蔵組合について言及された史料は少なく、各地域で蔵組合が具体的にどのような活動を行っていたのか、または砺波郡以外の蔵組合ではどのような構成になっていたのか、そしてこれまでの改作法研究のなかで蔵組合がどのように位置づけられるかなど、検討すべき課題は多い。さらなる検討が待たれる。

- (1) 戦前においては、小田吉之文「加賀藩農政史考」(国書刊行会、一九七七年、初出は一九二九年)、戦後においては、米沢元健「加賀藩の十村制度」(富山県郷土史会、一九五六年)、若林喜三郎「加賀藩農政史の研究」上・下(吉川弘文館、一九七〇年・一九七二年)など。
- (2) なお、加賀藩では、十村制度が廃止される文政四年(一八二二)以前、十村代官によって年貢徴収が行われているところがほとんどだったが、一部で武士が代官を勤める場所も存在した。本稿では、十村による代官を十村代官、武士が勤めていた代官を侍代官と表記することとする。
- (3) 前掲註1若林氏著作など。
- (4) 「河合録」二之巻 四四(藩法研究会編「藩法集」六 続金沢藩、創文社、一九六六年)。
- (5) 砺波郷土資料館蔵田辺家文書、文政二年。田辺家は、砺波郡野村嶋村の肝煎を勤めていた家である。
- (6) 「金澤藩」浦方御定、「公事場御條目等書上候帳」「御郡典」「河合録」解題(藩法研究会編「藩法集」六 続金沢藩、創文社、一九六六年)。
- (7) 前掲註4。
- (8) 富山大学附属図書館蔵菊池文書(以下、所蔵館名省略)、「御改作方旧記」(KKB04810000)、寛文一二年。なお、史料内における傍線、返り点などは筆者による加筆である。
- (9) 富山大学付属図書館蔵川合文書(以下、所蔵館名省略)、「御用諸触留」(二〇〇一〇)、文化七年。
- (10) 菊池文書「十村勤方書上申帳 石川郡十村」(KKB07620000)、天明三年。
- (11) 金沢市立玉川図書館近世史料館蔵、郷土資料「御代官割所勤方」(〇九〇一七九)。
- (12) 川合文書「御触留」(二二〇〇〇)、文化一四年。
- (13) 宇ノ氣町史編纂委員会編「石川県宇ノ氣町史」(宇ノ氣町史編纂委員会、一九七〇年)、七三六頁、「御収納米々征撰方俵拵出来方取極申帳」、安政二年。安政二年(一八五五)に代官惣連名によって収納米の精米について確認した史料の一部である。安政年間の史料であるが、十村制度が復活した天保一〇年(一八三九)に申し渡されたものを再び確認していることから、以前の習慣をふまえていると考えられる。
- (14) 「石川県史」第三編 藩治時代(下)(一九二九年、一九四〇年改訂、一九七四年石川県図書館協会復刻)、八〇〇～八〇一頁、八五八頁。
- (15) 「金沢市史」資料編一八 絵図・地図、九九頁(金沢市、一九九九年)。
- (16) 前掲註11。
- (17) 高岡市武部家文書、文政二年。
- (18) 長山直治「寺島藏人と加賀藩政 化政天保期の百万石群像」(桂書房、二〇〇三年)。
- (19) 菊池文書「御代官御納方御触写」(KKB04840000)、寛文四年。寛文四年(一六六四)、享保九年(一七二四)、同一〇年(一七二五)、文化七年(一八一〇)に算用場から申し渡された触の写し。享保九年から、藩は十村や手代による年貢収納時の不正を批判している。
- (20) 金沢市立玉川図書館近世史料館蔵、河合文庫「御触留抜書」(特一七、二一三一)。